

令和8年3月

お知らせ

組合員の皆様へ

静岡市食品国民健康保険組合

令和8年4月から

「子ども・子育て支援金制度」が始まります

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から「子ども・子育て支援制度」が始まります。

この制度は、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。

制度の開始に伴い、令和8年4月から現在の国民健康保険料に加えて、4月1日時点で18歳以上の被保険者に、子ども・子育て支援納付金分が追加されることになりました。

< 食品国保組合保険料 >

○医療給付費分保険料

事業主組合員	1人月額	16,200円	(前年同額)
従業員組合員	1人月額	11,500円	(//)
組合員の家族	1人月額	8,100円	(//)

○後期高齢者支援金分保険料

1人月額 2,600円 (//)

○介護納付金分保険料(40歳~64歳)

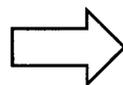
1人月額 3,600円 (//)

○子ども・子育て支援納付金(毎年度4月1日時点で18歳以上)

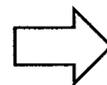
1人月額 400円 (新規)

※子ども・子育て支援納付金は、少子化対策を促進するために児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、育児時短就業給付などの施策に充てられます。

組合員
(被保険者)



食品国保



国

食品国保の保険料とあわせて支援納付金を納めます。

国に代わってみなさまから支援納付金を集め国に納めます。

支援納付金は、国による少子化対策や子育て対策の財源として使われます。

裏面へ

食品国保の保険料は所得にかかわらず定額です

食品国保と市町国保との一番大きな違いは、保険料の決め方です。

静岡市の保険料は、基準総所得金額をもとに、各世帯の収入に応じた「所得割」、加入被保険者数にかかる「均等割」、世帯にかかる「平等割」の合算額で決められ、令和8年度静岡市国保の保険料世帯賦課限度額は、年額110万円（医療給付費分67万円、後期高齢者支援金分26万円、介護保険料17万円）の予定です。

食品国保の保険料は、所得に関わらず事業主、従業員、家族ごとに分けて1人月額いくらと定額方式をとっています。

食品国保組合1人月額保険料（令和8年4月現在）

区 分	事業組合員	従業員組合員	組合員の家族
医療給付費分	16,200円	11,500円	8,100円
後期高齢者支援金分	2,600円	2,600円	2,600円
合 計	18,800円	14,100円	10,700円

※40歳～64歳の方は、別途、介護納付金分保険料1人月額3,600円を加算

※4月1日時点で18歳以上の方は、別途、子ども・子育て支援納付金分1人月額400円を加算

食品国保ではみなさんの健康づくりを積極的に支援いたします

病気やケガをしたときに受けられる基本的な保険給付は市町国保と同じですが、食品国保ではみなさんの健康保持増進のため、各種健診など国保組合の特性を活かした保健事業を行っています。

特定健診・指導、生活習慣病集団検診	40歳以上（いずれか年1回） 費用全額補助
1日人間ドック・脳ドック	費用一部補助
歯科健診	15歳以上（年1回） 費用全額補助
インフルエンザ予防接種	65歳未満（期間内1回） 一人1,500円を上限に補助
保菌検査	1回600円（年2回）
健康増進施設料補助	中学生以上（期間内に一人1枚補助券） 駿河健康ランド・黄金の湯

その他子育て世帯支援、新生児用品・育児雑誌の配布、健康優良家庭表彰、家庭常備薬等の斡旋事業も行っております。